

広島県告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十五年一月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年一月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道竹原吉名線	竹原市竹原町字南島一九四番一〇地先から 竹原市竹原町字吉良崎二七〇七番一地先まで	平成二十五年一月一〇日